

(三一) 渡邊龜吉

其の當初は零落して乞食となり次に一步を進めて盗兒となり更に進んで強盗となり入獄すると前後數回最後に十一年の處刑を受けたり此人最後の入獄中に福音を聞き感憤して全く衷心より悔悛し次いで基督信者となり百尺竿頭一步を進めて監獄教誨師となり之を以て其身を終れり原胤照氏の如きは自ら其の全心を監獄教誨に傾くるに至りたる最重の主動力を以て此人の改悛實歴談に歸す此人左の如き序言を附して自叙傳を草し以て神の妙なる恩寵を讃めたり。

編者誌す

余がこゝに自分の經歷を記述するに當りて一方よりは實に耻しく思ひ斯ることは述べずに止みなんさ心を定めしこゝ度となりしが又一方よりは聖靈の恩化神及び

キリストの洪恩に感激し其恩助の遍きを感佩するの情前の耻しさに勝りし故こゝに之を記述するに思ひ定めり。  
 余は貧困にして無規律なる家庭に育ち又幼年の時より定住とて無く露宿と育ふて不可なき生活をなせしものなる故既往の年月日等は記履せず然れども余が盜兒の群に入りし頃は世は騷擾にして極言すれば法律徳教は皆無と育ふ程なりし時なれば余の心の罪惡にてかたまりたるこゝ著しきを讀了し玉ふならん(明治廿八年一月の稿)

◎余の生れしは安政四年即ち今を去ること三十七年の頃なりし父は籠甲細工職にして初ば家計も豊なりしが父には酒と賭博の兩癖あり之れが爲に財を盡し家は他人の有となりて借家に住ひ他人の工場に日雇稼を爲さねばならぬ身となれり。母は涙を飲んで余を父の許に置き其生郷に歸へるの悲境に陥りたり、

時は文久三年余が七才の頃なりき。其れより父は余を携へて攝州播州の間を流浪し、所々の職工場に雇はれ又は賭場に籠居せり。

◎母の訃音 翌年(元治元年)の夏余が父と共に姫路に居る時母死亡せりとの報知ありしを父より聞けり。余は當時餘り悲しく思はざりしが今にて母の事を思へば母の心情を推察して斷腸の思ひあり。

余が母と別るゝ夕母は瘦せたる手を以て余の手を握り、已や(余は幼時已三郎と云ひたりし)父のそばを離るなよと云ひ給へり。此れも當時は別に何の感じもなかりしが只だ母の眼より落つる涙を視て余も泣き伏したるとを記憶せり。

「嗚呼母人よ余は汝と別かるゝ時は何の考も無く又汝の云ひ遣し玉ひし一言の中に何の意を含みてありしかを知らざりしが今や人心を推察し得る齡に至り、汝が病弱なる余をば身の修まらざる父の許

に置きて歸り玉ひたる心情を思ふ毎に實に斷腸の思ひあり」とは余が日夕の述懐なり。

◎父と別る 其翌年(慶應元年)の冬父は余を路傍に待たせ置き、金を借る家が此路次にあるから暫らく此處に待ち居れとて去りしまゝ出來らざりし故、余は泣くゝ父の入りし路次に入りしが父は居らざりし。時は早や二時頃なりし。朝より食せざりし故空腹になる、寒さは甚しくなる。父は何處に居るか知れず、元世話に成り居たる玉造に往く氣にもならず、目的途無き賭場をさがす氣にもならず、如何にせんと考へ居る中、不圖思ひ出したるは父より兼ねて聞き居たりし片町の祖母の家のことなり。寒さをこらへ空腹を抱へ、凡そ一里程の處を訪ね往きぬ。祖母の家は張久と云ふ兩替屋なりと聞居たりしを以て此家を訪ねしに其家は在りて其家に至り、一伍一什のことを語り哀を乞ひしに家人皆知

らざる風情をなせり。されど何か故ありて知らざる容子を爲し居る如く思はれたる故に余は尙ほ其所を去らず只管助を乞へり。最後に番頭出で来りて云ふお前の云ふ祖母と云ふは先々年死なれて今は此家の主人はお前に係りなき人なり。故に此家にて助くる譯にも行かず、聞く處によれば新町の西口とやらに天藤即ち天満屋藤七といふ古鐵屋あり。此家はお前の叔父の家なるゆゑ其家に行かれよと暫くして文久錢二文を呉れたり。これがおわかれにて戸は堅く鎖されたり。時は夜の八時頃なりし。

貰らひし錢にて芋を買ひ、其夜は軒下に寐ねたり。夜明けて四邊を見れば滿地霜を以て覆はれたり。身には單衣一枚を着けたるのみ。腹は一晝一夜二十六文の芋を入れたるのみ。寒さと空腹さにて涙も出でず、只だ齒をくひしばり居たり。近邊にて水を乞ひ、元氣を鼓して西口として

出て行きぬ。斯くて午前十時辛らうじて其家を尋ね出で、來訪の故を告げしに、お前は父と同道で來はせざりしか若し然らば置くこと出來ずと叔母は云へり。余は然らざる旨を告げ、ひたすら恩助を乞へり。衣を着替へさせられ、米飯を與へられたり。其時の嬉れしさは。

◎夜尿と盗み食ひ 病弱なる上に冷込みし故に夜尿の病癖を得たり。自分もせざる様注意をして叔父母も種々手當を爲し呉るれども治らず。故に食を減せられ、湯水をひかへさせらる。從て又空腹になる。家人の隙を窺ひ飯及び生米を盗み食ひする。斯くすること度重なり、遂に放逐せらるゝに至れり。

放逐の命を受くると度々なりしが、其都度叔母の保惠により救さられしが、此度は叔母より度々の事故、今度は私が家に置かぬから何處になりとも往けとの嚴命を受けたり。余も今一度わびする氣にもなら

朝飯を喫したるまゝ、何處に行く目途もなく門を出でぬ。是れ悪徒の群に入る。暗き旅行の門出なり。時は明治元年七月頃なりき。

其日一日は彼處の神社此處の佛閣と人足繁き處を徘徊し、夜は軒端に寝ねたりしが、明けても又前日と同じく人の門戸に物乞ふも恥しく、盗みするの勇もなく、只た空腹を抱へて二日を過せり。

◎羨しきは飼犬と鳥 人の軒端に安臥する犬は飼主の飯を食ひ、鼓腹して安臥せり、空飛ぶ親鳥に伴はれて巢に歸へる子鳥は、さも樂しげに鳴き行けり。嗚呼羨やましきは犬と鳥よ。

◎情けなきは犬と夜番 何處に宿る家もなく、人の軒端に宿借りて、つめたき石を枕にて暫時の睡を取らんとすれば、喘み付ばかり吠え立つる犬に追はれて泣く泣く他の町に行きては、たゞ軒端に打ち伏して前後覺えず眠むる身を、又容赦なく半棒片手に其處退けど荒々しくも追

ひまくられ彼町に行けば又此町此町に往けば又彼町と町から町に追ひまくらる、此身は何んど情なや若し母人のお在すなら斯くつらき目はせざるものを。ノ、母人と口の中にて獨り泣く孤兒の心中を察しもやらず。犬や夜番嗚呼情なき犬と夜番。

◎橋下に宿借る 叔父の家を出で、三日目の夜なりき。夜の十一時頃蹣跚として長堀橋の邊に至りし處、四十餘りの婦の乞食に合ひしに、彼は余の容子を見て察しけん、幼き身で今頃獨り此邊を徘徊するは、必定其の故あらん、兎も角も此方に來よと彼の住家なる橋下に伴はれたり。彼れには三人の見ありし余が來歴を聞きて嗚呼かはいそふに同情の涙を落したり。|| 余は此人のそばに居度く思ひしが口には言ひ出ださざりし || 夜明けて彼は小さき握飯二個を呉れて云ふ様、お前を私の處に置いてあげたいけれど三人の見を持つ身にて人に食を乞ふ者な

れば思に任せざる故、お前は何處ぞ知るべを尋ねなされど別れを告げぬ。余は家を出でしより四日目に小さき握飯二個を食せり。其他に河水を飲みて空腹をさへ居たりしなり。

◎盗兒の群に加入す 斯くて余は此橋を南に渡り一度行きしことある道頓堀を指して往けり。併しなから病弱の上家を出で、四日にわたる斷食故、足は自由に進まず、長堀橋より多左衛門橋迄僅に二十丁足らずの處に半日を費やせり。丁度十二時頃多左衛門橋邊に至りしが、空腹と疲労の爲に或る家の軒端に倒れたり。時に一家婢破れ雪平鍋に粥の餘を盛りたるを余に投じて去りぬ。余は喜びて取て食したれど喉に通らず。種々に工夫して漸く腹に滿つるまで食したり。此に於て物乞ふことも余り恥しからぬやうになり、又器をも得たり。友達も出來たり。乞兒の生涯も面白くなれり。斯くして五六十日を暮せり。

(當時乞食と云ふは盗兒と伯仲たり)此邊を徘徊する「チボ」(抱兒)と心易くなり、遂に乞食を棄て盗兒の群に入りぬ。

◎初度の入獄 余が初めて暗中の暗處に入り此社會の入情を知りしは明治四年にして(叔父の家を出でしより四年目)十五歳の春なりき。斯く人の懷中を目的に日を送り悪事を爲すこと殆んど四年の久しきに至るも、一度も捕へられざりし。當時は今より思ひ見れば無法律にして盜賊横行と云ふて不可なき有様なりし故なり。此反動にて余が捕へられし頃は店頭菓子一個を竊取するものも、犇々捕へて假借せずと云ふ時なりし。

現行犯には非らざれども密告する者ありて捕へられたり。然れども余は覺悟しぬ、三四ヶ月間は獄飯を食せざるべからずと。初には難波橋警察に引致され訊問を受け、警吏の満足する丈け白狀しぬ。されど余り

長き間入獄する程は白状せざりし。盗見が捕れて白状すると云ふは大概如斯。

◎本年廻り 罪の定まりしものは松屋町の本年に廻はさるゝが常例なり。重きは梟首の刑に定まり居る賊徒や、輕きは百日以下十日位の科料に處せられし悪少年と同房すること凡そ四ヶ月にして放れたり。夫れより再び入獄し、愈々以て罪惡に慣れ、罪を犯すとは牛が菜を食ふ如く易くなりぬ。

◎神戸に移る 今一度捕はるれば十年の懲役に處せらるゝを以て地を神戸に轉しぬ。時は明治六年の夏なりき。神戸に移りてよりは出來得べくんば盜を爲さずして身を立て度く思ひ、飯たき、子守、小使又は日雇稼等を爲し居たりしが、二三悪少年と交りてより復た盜を爲しぬ。神戸監獄にも三度入り、明治九年四月の末捕はれて同年五月五日懲役十年

の宣告を受けたり。然るに獄闘を踏むことも此年が終りにて又暗より光に移る境界となれり。

◎就學 同年九月頃より小學讀本を讀み初めたり。三田の人にて前田泰一と云へる人獄内に基督教を傳ふる傍ら囚人中の有志者を撰びて本を貸し讀書を授けらる。余も請ふて教授を受けたり。

◎就學の目的 若し命を保ちて出獄せば悪事は止めん。然かせば讀み書き算術の一通りは知らざるべからず。どの一念なりし。

◎教師 彼の前田といへるは監獄署長となられたりしが、又間もなく退職られたりし故。余は工場運動場室内の差別なく文字の讀める人を見付け教師となして讀書せり。夜は監房前の火燈又獄窓より洩れ入る月の光にて大字の書籍を讀みしかば、明治十年の夏頃眼病に罹り一眠の明を失へり。

◎宗教上の觀念 佛教の教誨神道の講話基督教の説教を聴き、儒書の片端を読み、又講話を聞き、何れにも其理に服したりしが、何れを信じて安心を得べきか歸着する處を知らず、又餘りに心に掛けざりし。然れども勸善訓蒙によりて神は宇宙の創造者にして主宰なることを知り、静夜人知れざる時は折々祈りしこともありき。

◎未來世の實在を信ず 余が眼病に罹りし頃は脚氣病流行の際にて、一日中平均三人の死亡者ある時なりき。余は初め兩眼共見えぬ様になりしに付、盲者にて世に出でても生涯人の厄介者なれば世に生き居るの甲斐もなし寧ろ死するに若かずと心を決め、食を斷つと六七日なりし。依て身は日々に衰弱せしかば、健康室に居ることもならず、重病室に轉房せり。入房の時は余と共に患者七人にて他の六人は脚氣病者なりし。居ること四日にして六人悉く死亡せり。而して復た新に五人入房せ

り。此脚氣病者なりし其人々も九生に一生を有ち居るのみ。茲に於て余は我等の到るべき處は無きものなるや未來世に於て善者も悪者も共に存在せざるものなるか、佛教にもせよ神道にもせよ基督教にもせよ共に説く處の地獄極樂天堂地獄の實在するものならば余は孰れに往くべき者ぞと思ひ、心臓の鼓動頗る速になりぬ。茲に於て一旦決したる死の覺悟は愚かにして確に未來世を認めざる中は死すべからずと思ひなほせり。余は祈る處を知らざりしが勸善訓蒙にて讀みし天即ち造物者に祈れり。若しも眞の神の在すならば願くは余にあらはれ給へ。未來世を知らしめ給へと祈れり。斯くする中一眼は少しく見ゆる様になれり。健康も稍々回復せり。又健康室に歸りて保養することになりぬ。余は偶像信者風に基督に祈れり。即ち室内を往き來してリ。リスト様目を治し下され下されと所謂御百度の如きとをなせり。

◎未來世の實在を教示へられたり 不思議にも思ひよらざりし人より此福音を聞かせられたり。是より先き彼の西南騒動に加はりし福岡縣人にして八木和市と云へる者十年間の懲役に於て入監せしが、此人病氣の爲め保釋となりて神戸病院に於て養生し居る時タルカツ女教師其他の人より道を聞き回復の後再び入監せし際、此人偶然にも余の房に來り、語るに未來のとを以てせり。茲に於て寢食の間も忘るゝこと能はざりし疑念全く晴れて之を確信することを得たり。

一人の亡ぶるをも好み給はざる神は己が氣儘に罪を食ひ居たる頑迷兒を永々忍び給ひて之に永遠の住宅を教示し給へり嗚呼神恩の優渥なるには感謝に言なし。

◎強盜罪を自首す 余は犯罪中尤も重罪なる強盜罪を包藏し居たりしかば、晝夜良心の裁判を受け安き心はなかりしが、愈々決心して自首せり。時に明治十一年の夏なりき。然るに此罪は不論罪の宣告を受けた

り。

◎減等 明治十二年二月十七日監獄署附屬燐火工場(監獄署接近)に於て火を失したる時、他囚と共に消防の爲に働きしが、翌年二月神戸裁判所に於て本刑より一等を減ぜられたり。

◎假出獄 明治十五年十月四日假出獄の恩典にあづかりぬ。今其文を左に

其方儀明治九年五月四日神戸裁判所に於て懲役十年の首渡を受け同十二年十七日工業場出火の際消防に盡力せしを以て一等を減せられ明治十六年五月四日に至り満期の處其受刑以來能く獄則を遵守し改悛の狀相顯れ本刑々期も已に四分の三を経過す由て其筋の允許を受け假出獄差許候事

明治十五年十月五日

兵庫縣監獄本署 副典獄 川畑萬雄

◎附籍と贖罪金 余は無籍者となれり||度々入獄して本籍のある叔



父の家を言ふことも氣の毒になりし故に受刑の時は大和國出生無籍者と申し立たり。||再ひ叔父の家を申し立てんか久しく音信せざりし事故叔父の安否も不詳なり||依て左配の勝田昇助なる人の家に附籍になれり。

同月廿五日壹圓五十八錢六錢の收贖金を以て殘役百九十三日を免ぜられたり。

附籍手續願

自分儀本年十月四日恩典を以て假出獄被仰付候處本年十月廿五日新律綱領名例律犯罪時未老疾條及び改定律例改正懲役限内老疾收贖例圖に照し殘役百九十三日之處壹圓五十八錢六厘の收贖金を以て免罪被仰付候然るに元來無籍の者に御座候へば兵庫縣下神戸區元町六丁目番外十六番地勝田昇助方へ附籍仕候に付右附籍の手續被成下度此段奉願候也

大坂府大和國出生無籍

大和龜吉

兵庫縣監獄本署

副典獄 川畑篤雄殿

余が此に假出獄附籍收贖等のとを故らに記したるは他に故あるにあらず。キリストを信ぜざれば罪を全く赦免せらるゝこと能はず。キリストを信ぜざれば永遠の本籍かぎりなき住に移ると能はざるを讀者に告げんと欲するの意に外ならざるなり。

假出獄は全免に非らず其の自由に非ず警察の管理を受けざるを得ず職業を休みてし毎週一度は警察に出頭して其認印を受けざるを得ず。

其他幾分の自由を殺がれ居るなり。

百九十三日は尙ほ不自由の身なりし||然るに收贖金を以て全免せられたり。

◎贖罪 キリスト余の罪を贖ひ給へり。余が贖はれしは銀や金の如き壊ぶるゝ物に由るに非ずキリストの寶血に由りて贖れし也。

◎天國に入籍す 余は肉躰に於ても無籍者にて靈に於ては更に依るべなき憐なる孤兒なりしが、キリストを受け其名を信ぜしにより權を賜はりて神の子とせられたり。余は肉躰の父母を亡ひ、罪を犯して國民たるの權を失へり。然れどもキリストによりて天父の子なり。加之權を與へられたり。余はキリストの十字架の恩血に浴し、日々感恩の情を以て彼に感謝す。嗚呼余は如何に福なる哉。

◎神戸監獄署に雇はる 出獄後獄内に於て導かれし八木和一氏の家に於て世話になり居たりしが、明治十六年六月四日兵庫神戸監獄署の小使取締を申付られ、同年九月十七日雇申付られ、爾來明治廿二年一月廿八日まで五年六ヶ月間幼年囚徒習學教授の務を執れり。

◎受洗 明治十七年五月四日第一日曜神戸教會に於て牧師松山高吉氏より洗禮を受けて同教會に入會せり。是れ最終の入獄の日より滿八年目なり。嗚呼偶然と云はんか神の攝理と云はんか余が最終の受刑日は五月四日にして洗禮を受けて神の教會に入りしは同じく五月四日なりき。

明治廿二年一月廿八日神戸監獄署を辭し、同年二月監獄傳道の爲め松山に赴き、明治廿三年五月末迄同地に居りしが、夫れより同地を辭して、同年六月十六日北海道釧路監獄に雇を命ぜられ、明治廿四年十二月三十一日同所を辭し、明治廿六年一月十八日名古屋震災孤兒院に至り、同年六月岡山孤兒院に來れり。

自叙傳の紙尾に附記す

余は自己の事歴を人の前に陳ぶることは好まぬ質にて、今度其經歷を

叙するに付ても耻かしく快からざりしは自叙傳の前書にも略言し置けるが如し。讀む人よ余が既往の事を述べたるは他に意あるにあらざ只キリストが教へ玉ひし神(天父)の慈愛を世の人々に告げなんとの外なきなり。此は元岡山基督教と云へる雜誌に投じたる稿なるが故に今少し詳しく述べんとせしが事實は少しも異なる所なければ其儘にして所感を附して讀む人々の前に主の證を爲すととなしぬ。余が此を叙したる理由の大畧はキリストの教へ玉ひし神(吾人の父)善者不善者の上に雨降らす至公至平の神、此塵芥にも數へ難き最も小き一人の亡ぶるを好み玉はざる至仁至愛の父が、此罪奴を永く忍び玉ひしとど、今も尙ほ彼に歸る者を待ち玉ふとを證するの一助ともなれかしとの外に意あらざるなり。

◎我れか他人か 余は自己の叙したる此自傳を讀みながら我か他人

かの別ちの附かざる思ひを爲し、卷を捲ひて瞑目すると屢々なり。

◎我前に顯然たる者 此稿を讀む中に恩人來り、知人出で、已往の事歴顯然として我前に往來し、轉々今昔の感に堪へず。

◎自問自答 長き既往を短く縮めて書き記したる此片紙を讀む度毎に、胸に浮ぶは、嗚呼余は此人でありしよな別人にあらざや。何故如斯人が罪せられずして今まで世に生存し居たるやとの自問自答なり。其消息は他人の知る所にあらず。

◎舊知人を思ふ 余と同じく獄窓の下に囚はれ居たりし人々及び目下某々監獄に囚はれ居る人々は今如何、特に余に文字の初歩を教示したる因ある某は今如何と思ふ余が心裏を知る人はあるや否や。

◎故人を思ふ 余の爲に戸籍上、父とも云ふべき親しき勝田昇輔氏余が肉身上第二の父とも稱すべき八木大人は今何故人となられたり、嗚

呼余が心事を知る者は誰れぞ。

◎友人の知遇 余は一人も善き知友を有せず否有すると能はざる境遇と經歷なりし。然るに今は不思議にも肉身も及ばぬ親愛を以て弟と家族とし余が信仰の生涯の誘導者となりて余を守る兄弟あり、又余が身と心に同情を表する知人あり、嗚呼余は如何にして斯くなりしや、今如何にして斯くあるや、知らず只だ謝す友人の知遇を。

◎余は最も幸福者なり 世に最も幸福なる者は誰れぞと問ふ人あらば躊躇なく余なりと答へん。余に財産なきを人は知る、余に才能なきを人は知る、我に徳量なきを人は知る、余は身を置くに一弊屋も有せざるを人は知る、余は屍を埋むるの一塊土をも有せざるを人は知る、余は此等に於ては一も有せざるを自ら知る、余は此等を有すれば幸福なるとも又知れり、然れど此等を有せざるとも亦た不幸にあらずと云ふとを

も知れり。夫れ人の最も幸福なるは基督の教へ玉へる神(天父)を讃るにあり。

◎基督の教へたる神 とは西洋人の云ふ所の神にあらず、日本人の唱ふる所の所謂神々にもあらず、哲學者や神學者の稱する推理的の神にあらず、字引の中にある神にあらず、彌陀か天か大極か至善か余は之を知らず、只だ余の衷にある、人の父と呼ぶとの出来る實在者こそ即ち是れキリストの教へたる神なれ、父なれ而して余は其子なり。



## (四一) 羔と猛獸

左に掲ぐるは教友日匹大尉が臺灣在陣の節、蔡廷幹氏に乞ふて筆記せしめしもの、原文は英人の手に成りしかと思はるゝ程に老熟なる英文にて書かれたり、其の漢字を解釋するの脱、稍や牽強の嫌ひなきに非ずと雖も、天文は多様多端の手段を以て人を感化す、其の中には夢に導かるゝ、コルチーオもあり、星に動かさるゝ、東方の博士もあり、然れば己れを以て人を計らす、其精神を味ひ、攝理の妙を觀、談りの中よりも尙ほ榮光を出す所の天父の恩寵を思ふべきのみ、

余は未だ基督教徒にならざりしとき、一日新約書を讀み居りて、圖らずも世の罪を負ふ神の羔を見よと云ふ一言に不審の念を起せり。蓋し羔は攻むるにも防ぐにも柔弱なるものにて、容易に他の猛獸の餌となる。神の子とも言はるゝ人を羔に擬ふるは不似合ひなり。獅子、鷲、象、孔雀の

如きものこそ方もまさり美も優れたれば、詩的の趣味に従ひて譬喩となすに最も適せしものならめ。現に英國、合衆國、暹羅、緬甸などは、此等を以て國の記號となしつゝあり、古へより世人は權力を禮拜し、人類の進歩に益なく唯だ人を恐怖せしむるに拘はらず、吼ゆる所の獅子に拜伏するを常とす。成功の人は現代の獅子と呼ばる。人の利益となると少からざる牛、驢、馬の如きは愚にして功名心なき人物の譬喩となるに過ぎず。鷲の如きは人類を輕んじ、傲慢冷淡にして人を見下すと甚しきものなれども、世人は寧ろ却て之を尊敬す。鷲は高尚なる鳥として尊敬せられ、人類の用をなすと少からざる鷲は愚にして醜きものと排斥せらる。何故に孔雀ひとり世に珍重せられて、家禽は何れの地にも輕蔑せらるゝか。人情の淺ましきと斯の如し。斯く思ひ續けつゝ、當時未信徒なりし余は羔を以て神の子の譬となすは不適當なりと断定せり。世の中にて

は有用なる者看過せられて、無罪は愚痴と同意義に解釋せらる。神の子天下の人に尊敬せられんと欲せば、虎豹狼麋鷹の如きを己れの記號となすべき筈なり。無邪氣なる羔よりは寧ろ世人を戦慄せしむる程の動物こそ最も之に適當なりと思はる。然れども漸く進みて基督教徒となるに及び、余が處世の理想全く爰に一變せしためにや、羔てふ爾の意義深くして豊富なると驚くべきものあるを發見し、自ら前日の考の卑劣粗漏なりしを恥ぢたり。羔の性たるや無邪氣、温良、柔順にして、恐らくは家畜中最も清潔なるものならん。猶太の祭りに羔を用ゆると多きは蓋し斯る理由あればなるべし。イサヤが一命を救はれしとき、之に代りしものは羔若しくは牡羊にてありき。

神の子耶穌即ち人類最後の犠牲たる基督は、威力を以て、尊敬を博し、いかめしき聲を揚げて人を驚かすものに非ず。羔の如き有様にて我等の罪のために身を捧げたり。彼は我等の弱きを身に引き受け、自らを謙りて最も完全なる犠牲となりたり。世の罪を負ふ神の羔と名づけらるゝや亦宜なり。彼は世のために身を棄てたるに、世は之を十字架に釘けたり。彼は我等の義となりたるに、世は却て酷に之を惡み、少しも其真相を覺らず。世は常に人類の恩人たらんと欲する者を惡みて、獅子、虎、鷹の如きを重んず。實に牛馬は禍なるかな。特に神の羔は悲惨極る境遇に立たざるを得ず。

余は羔の性質を観察するに従ひ、益々基督の美にして潔く、義にして善なるを覺り、其肉を食ふに従ひてますます靈性の強壯なるを感じ、其血を飲むに従ひ己れの血液の新鮮なるを覺へたり。且つ神の羔なる基督とにも祈るに従ひ、益々多くの祝福を受け、十字架上の羔を仰ぐに従ひて益々己れの志も高くなれり。余は數箇の支那文字を列舉し、其意義

を分析して是等福音の眞理を説明せんと欲す。美の字は大と羊とより成る。鮮の字は魚と羊とよりなる。又た古文の美の字は鱒にて、三の羊といふ義なるが、今の善は口廿(二十)及び羊より組織せられ、又た善の字を蟲と書するの古跡も存す。義は我と羊なり。心身を育ひ、健康を保つ、義は食と羊とより組織せらる(路加廿二の十九。衛生の利益少からざる、ス、即ち義は美と羊の二義を具ふ。祥は示と羊を配合し、雛形模範の義なる様は木と永(永遠)と羊とを合せたるもの、殊に奇なるは、禁の字なり。示と林(二木)より成るを記憶して創世記二章十七節に参照せよ。又むさばるてふ、禁の字は女と二木の義を合せしもの、之を創世記三章の六節と参照すれば其暗合に驚かざるを得ず。

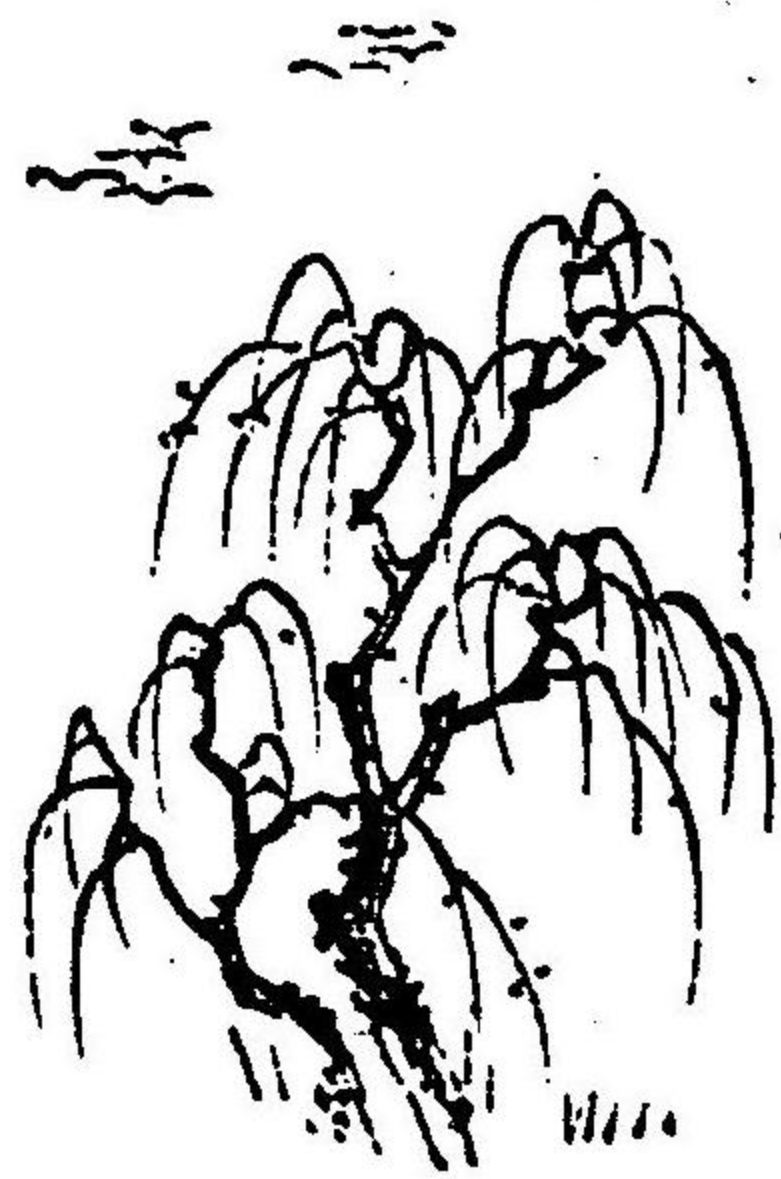
故に羔は基督のために最もふさはしき譬喩なり。主耶穌の謙遜は我を和らぐ。其の温良は我れを導く。其の身は生命を與へ、其血は汚れを清む。獅

子、虎、鷲、龍、蛇の如き権力衰へ、悉く世の罪を負ふ神の羔の足下に服するの時節一日も早く到來せんとこそ願はしけれ。

一千八百九十六年四月十一日

友人 蔡 某より

日 匹 大 尉 殿



## (六一) 實地傳道上の所感

後日若し人ありて我國の基督教史を編まんさせば必ずや其顯著なる説教者として忘る可らざるは奥野氏なり氏や前にも記せし如く明治の教界に於ては先聖中の先聖なるもの烈火の如き熱心と懸河の如き雄辯とを以て南船北馬御風沐雨嘗て傳道を廢せざると爰に廿有五年今や業成り功畢り靜かに既往の勞作を回顧し來り後進のため左の述懐を爲す一句一草悉く是れ血と涙との實驗を以て成れるもの之を林として精讀せんか蓋し何人も坐右の銘となすものあるを發見せん

◎八分通りは失敗談なり 今や實地傳道に従事すると既に二十餘年、其間晝夜を分たず西に東に奔走して随分維多の經驗を嘗みざるにわらず然れども今更ら之を追憶すれば其經驗の八分通りは慘憺たる失敗談ならざるを得ず或は個人を導く仕打に於ても若しくは教會を牧

する方法に於ても後に至て往々其失策なりしに氣付くと雖毎度ながら後悔先きに立たざりしこそ遺憾なれ但し神恩始終一貫以て今日に至るまで曾て聖職を曠うぜざるを得たりしは實に感謝に餘あり而して余か實驗より得たる所の傳道上の秘訣なるもの數種あり第一氣を永くすべきと第二知らざるを知らざると爲して平然たるべきと第三議論のみに勝たんとを冀ふ可らざると第四異教の教義に熟通せんよりは寧ろ聖教の眞理に鍛鍊するが必要なると等是れなり左に余が之を感悟したる事情を述べべし。

◎第一氣永の必要 余は元來短氣を以て名あるもの之が爲めに相きたる失敗は實に枚擧に遑あらず而して偶々克己忍耐せんとするとなれば其度毎に成功すると不思議なり爰に其一例を擧げん  
今よりは早や十數年の以前なりし余は原胤照氏の依頼に應じ先頃物



故せられたる熊野亨堂氏と共に支那文の『格物探源』に訓點を施せり。余當時聖書翻譯委員の一人なるより毎日午前は専ら之に従事し、午後に至りて熊野氏宅に趣きたりき。時に氏未だ基督教を信ずるに至らず、先入主となれる頑固なる儒教主義は依然其懐中に蟠屈せり。余は如何にもして氏に信仰を起さしめんと欲し、間がな隙がな勸誘するを怠らず。氏は固より儒者の習ひにて天即ち造物主の存在するをば信ずと雖、其造物主たる者が自ら受肉降生して人類を贖ふと云ふ一段に至ては、一向に承服すべき氣色も見えず。然れど余は失望せず、殊に『格物探源』を會讀して造化の妙工、上帝の仁愛、神士の降生等を論じたる段に至れば、著者マルチンの炯眼卓識を贊するに托し、極力諷刺的勸誘を爲して止まず。然るに氏尙ほ平然たり、時に或は冷かに點頭するに過ぎず。余實に憤懣に堪へず、併し乍ら余は是非共初念を貫かんと欲す。乃ち強めて

短氣なる性癖を抑へ、尙ほ諷刺するを廢せず。斯くの如きもの半歳、而かも遂に氏をば納得せしむると能はざりき。其後程經て一日余は例に由り海岸教會の講壇に立つや、壇の直下に亨堂氏の在るを見る。氏は余の説教中幾度か小首を傾けたりしが、余の壇より下るを待ち受け、常にも似氣なく懇ろなる挨拶を爲して去れり。同夜余復た共立女學校に於て説教す。然るに又もや亨堂氏は會衆席の眞先きに坐して聴けり。而して會將に散せんとするに際し、氏は異例にも突然起立し、双眼に熱涙を湛へつゝ、發言して曰く。  
余敢て諸氏の清聽を煩はしたき一事あり、即ち忍耐の貴きを悟らんとなり。諸子の能く知らるゝ如く、奥野氏は有名なる短氣家なるが爰に極めて不思議なるは、其一旦余を救に導かんと志すや、執念くも諄々として諷刺的勸誘を試みると半歳に及んで尙ほ止まず。當時氏

にして若し壯言激語以て余を一朝に論破し去らんとしたらんには  
 余も亦た舊來の陋見を以て之に拮抗し遂に自説を辯護して止みた  
 るならん。然るに氏は兎にも角にも其初志を貫徹せずんば止まざら  
 んとして之がため年來の性癖を矯め我慢の上にも我慢を加へ以て  
 今日に及びたり。余爰に於て奥野氏の上には儘かに新たなる能力の  
 加はり居るを見る。即ち救てふことの空理ならずして事實なるを幾  
 分か認むるを得。氏の異例なる忍耐は余に此確信を與へたり。諸子願  
 はくは余と共に深く忍耐の貴きとを記臆せられよ。  
 是れ實に案外なりき。即ち知る基督の愛は余を勵まし能く性癖に勝ち  
 て氣永がならしめ。氣永がは則ち亨堂氏を服せしめて案外の結果を來  
 たしたるを。

◎第二知らざるを知らずとす 余の演壇に立つや感興り情熱するに

乗じ随分激語を吐かざるにわらず。殊に偶像排斥談に於て然り。然るに  
 未だ曾て甚しき迫害を受けず。脅迫毆打に遇はざるは勿論。瓦礫をさへ  
 も投げられしと稀なり。其理由の一は毎度余が知らざるを知らずとし  
 以て怒れる敵を笑ひ去らしめしとなるべし。

遙か以前のとたりし余の高崎上州傳道を開始するや一日例の如く井  
 野氏宅にて説教す時に人あり説教中頻りに余の袖を引く。余怪みて一  
 顧すれば其人乃ち耳語きて云ふ今日の聴衆中神官某なる者あり。渠は  
 新島襄氏を殺害せんとて騒げる者なり。左れば貴下の説教後必ずや喧  
 嘩を挑むに相違なかるべし。貴下豫め心せよと。余唯々其好意を謝せり。  
 然るに果して説教の濟むや否や例の神官發言して曰く願くは質問せ  
 んど。余曰く諸併し乍ら余は知らざるを知らずと答へ知れるだけを辨  
 明せん。是れ預め告ぐる所なりと。渠問ふて曰く補正成は教はれしや否

やと余徹ち噤然として答へて曰く其は極めて面白し然れども是れ豈に余の知り得る限りならんや彼は建武の人我は明治の人彼は兵庫に死し我は上州に在り時代隔り場處又た相違す故に我は不幸にして其臨終に漢川に侍し以て果して彼が基督の救を乞ひしや否やを見届けざりきと神官哄笑聽衆茫然何事も無くして済みにき。

◎第三議論に提て實際に失敗す 八九年以前にあらん余横濱に行きて稻垣氏宅に在るや海岸教會々員書上氏(當時澁澤銀行の役員たりし)余を請じて曰く老父極めて禪學に凝る近來少しく聖書などを繕き初めたり而して今日は幸に在宅す願はくは尊來の上懇談せらるゝ所あらば光榮之に過ぎずと余喜んで諾し至れば即ち嚴君尊々として修道談を講述す所謂悟了徹底の義を説くと殆んど半日其間断えて余をして一言をも挾さましめざりき余忍んで之を謹聽し稍やありて嚴君の

語僅かに断ふるや謂て云く卿罪惡の存在を信するや曰く信ず云く然らば如何にして之を解脱せらるゝや曰く其方法を講ずる如きは迷ひのみ一旦豁然として大悟徹底せんか胸間只だ光風霽月のあるのみ何ぞ罪惡なるもの存せんや云はく然らば卿は肺を病む者其病理を知了せば肺病は立ちどころに癒ゆべしとせらるゝや彼默然たり余乃ち語を重ねて曰く病理を知るも猶ほ肺患は癒えざるならば大悟徹底するど雖何ぞ罪惡の消滅すべきとあらんや然るに消滅せりと爲すは適々心眼麻痺して之を識別する能はざるのみと彼尙ほ默然沈思す余更らに語を繼いで曰く人若し其明を失はば日月をさへも視る能はず然るに却て日月なしと云はば如何卿は蓋し此に類すと而して其れより殺生戒を守ると自稱したる高僧某がフルベッキ氏宅に於てウカリヤスム氏の詰問に遇たる事某の朝夕用ふる飲料水中數萬の微菌の群棲せ

しを某は顯微鏡に由つて之を見るや居常自ら殺生戒を犯しつゝゝの  
 を覺りて驚きしと等を縷述せり然るに彼は威服すべしと思ひきや佛  
 然憤怒坐興全く醒めたりき爾來彼は斷然基督教の研究を廢止せり故  
 に知る議論に勝つは必ずしも最後の勝利にあらざるとを。

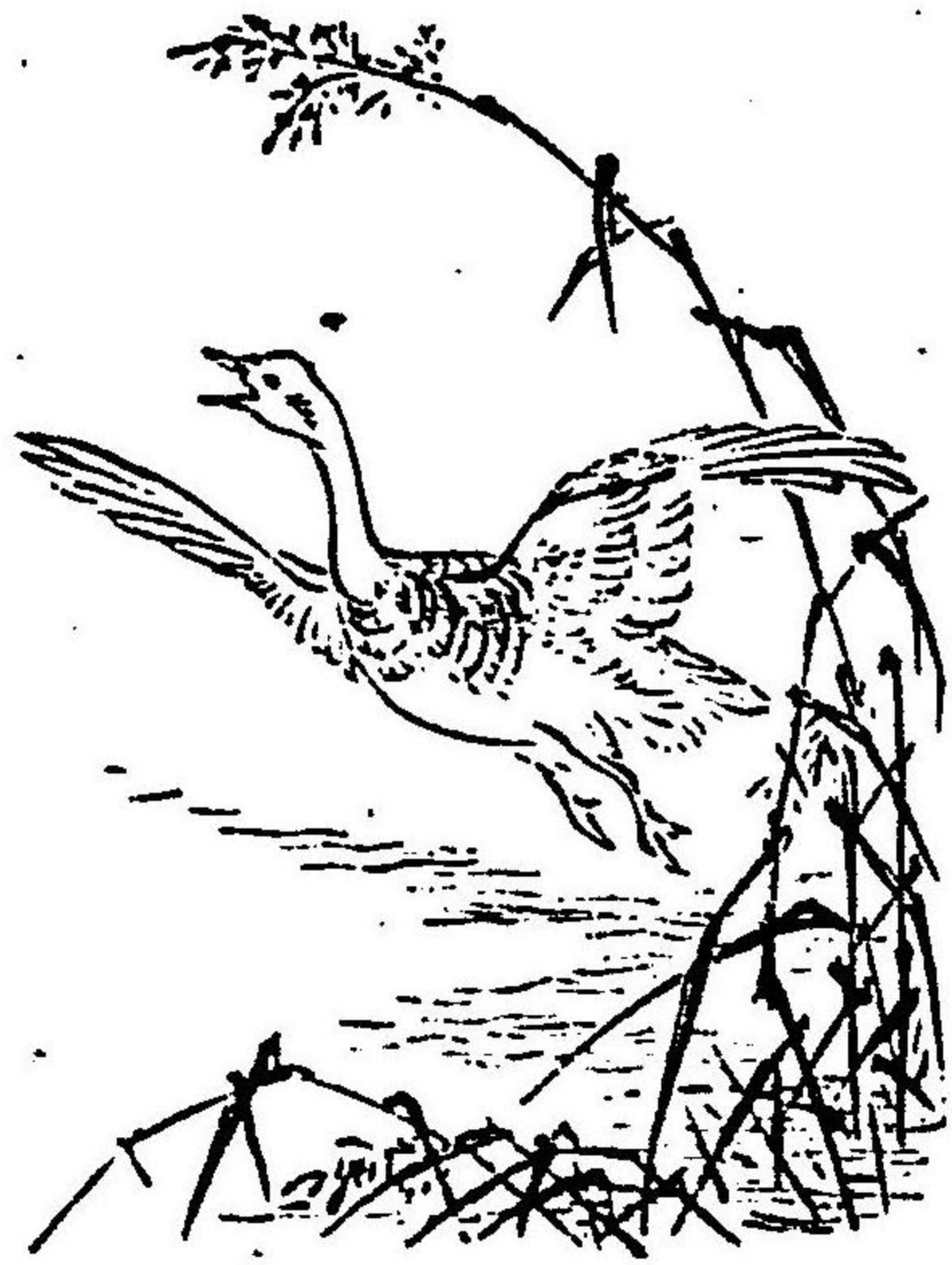
◎第四廣きより深きを要す 徒に該博にして淺薄ならんよりは寧ろ  
 狹隘なるも精通せんとを要す種々の異教に通達せんよりも寧ろ基督  
 教に鍛鍊せんを要す余は左の一事に據て益々其の然るを知る。

往時金銀の正贖を判別するに二種あり。一は兩替屋にして博く種多の  
 種類金銀を鑑定す故に一片の金銀貨を判断するにも彼に對し此に  
 比し博引審査以て之を決す精密なりと雖煩瑣亦た甚し然るに徳川家  
 の金座或は銀座の吏員は只だ正物のみを知る故に彼等の金銀貨を判  
 断するや正物に非らざるものをば悉皆之を贖物として排除す之を以

て其數假令千百ありと雖彼等は頃刻にして之を識別す毫も疊きの兩  
 替屋の面倒なるに似ざるなり而して其過誤に至つては常に兩替屋に  
 多くして却て金銀座の吏員に少なし。

宗教の眞偽正贖を判別するも亦た然り徒らに該博を街ひ諸教の教義  
 に熟達せんと欲する者は寧ろ兩替屋の類にして面倒多く疑惑に富み  
 實際上に不便なると少なからず多少彼をも此をも知ると雖而かも完  
 全には一物をも知らざることあり之に反して金銀座の吏員の如く正  
 物ならざるをば悉く贖物と爲し眞の救贖を説かざる宗教は悉く偽教  
 のみと判断せば面倒少なくて且つ過誤に陥ることも稀なるべし今  
 日の教役者たるもの動もすれば異教の智識の該博ならざるを嘆ず然  
 れども余は寧ろ聖教に精通せざるを憂ふべしと爲す余は敢て贖物の  
 品類等級に精通する兩替屋たらんを欲せず寧ろ銀座の吏員となりて

正物のみを誤るとなく識別せんと欲する也。  
 ◎要するに 該博を街へばとて轍ち人は服する者に非らず寧ろ先方のため篤く心を勞しつゝある時其真心が先方に通じなば何人とても容易に動くものなり之を傳道の秘訣と云ふ。



(七一) 忌中の感謝

高知の坂本直寛氏不幸打ち續きて屢々断腸の苦を経験せらる。左の一篇は第二の令室を失はれし際の述懐にして福音新報社に寄せられしもの、以て不幸に際して基督信者の安んずる所を見るべし。

患難は忍耐を生し忍耐は練達を生し練達は希望を生し希望は羞を來らせざるを知る此は我らに賜ふ所の聖靈に由て神の愛我らの心に灌漑ば也(羅五〇三—六)  
 教友諸君余は妻の死に就て余か受けたる試練と神の恩恵とに就て聊か諸君に語る所あらんとす前の妻の死は事俄然に出でたるを以て余が心中之に處するの準備を爲すの追無かりしが故に余の驚愕と悲哀とは固より甚しかりしも其時間短く且つ余が母猶存在せしかば小兒の世話家事の扱などに於ては其の助ありしを以て余は多少安んずる

處ありき今回の試練の如きは然らず蓋し事漸を以て來りしかば心中準備ありしと雖而かも長くして且つ試惑に試惑を加へられたり加之今は余を助け呉るゝ老母も無く單身萬事を處理せざるべからず病妻の看護は固より小兒の世話食事の指圖等より内外の大小事務皆余自から爲さざるを得ざるを以て余は甚だ痛苦を感じたり。

廿八年七月余名古屋に開設したる日本基督教會の大會より歸るや久しからず即七月廿七日余が妻聊か恙ありて醫師の診断を受く醫の曰くは大變なり既に肺患に罹れりと爾來病漸く重く八月三十日に至て彼女決心する處あり余が兄を呼んで見供の將來を託せり同三十一日余が家庭に居る處の若者又腸加答兒に罹れり彼は忠實にして能く働く處の用達なりしが今や彼も自から病に罹れり悪疫流行の時なれば或は之に變ぜずとも保し難く余が心痛は特に甚しかりき此時余は妻の

病狀に付て憂ひ且つ若者の病氣に付ては彼等の靈魂の爲めにも大に苦心し或は看護夫の如く或は教師の如く之を看護し之を鼓舞して彼等の安慰を力めたり。

九月一日は安息日なりき余は朝來何となく感深く傾りに暗涙を催して神に切願する處あり此日醫師の診断に由れば彼女の落命最早一兩日の中に定りぬ或は今夜も計られずと云ふ然るに同五日六日の頃は病勢中止の狀にて進みもせず退きもせず且熱は大に減少せり蓋し人の心は實に甚だ弱き者にして余は決心する處ありながら病勢の如何に由り醫師の見込判然なる時に於ては自から動搖し來りて大に憂苦を増せり唯た祈禱によりて漸く忍耐したるのみ。

深夜人静まりて月影西に傾き唯耳を掠むるもの庭樹の蟲聲のみなる時の如き余は中天を仰ぎ見て頻に感慨を催し來り往事を追憶し將來を

推考せり。斯る時は余が祈禱心特に勃興し來て祈禱せざらんと欲するも得ざりし也。妻の病に臥せる間看護者よりして家内の者に至る迄皆大概は腸加答兒に侵され六人迄病むに至る。余又之が爲に一方ならず心痛せり。其他起り來る試惑は日夜陸續殆ど絶えず。此くて余は人にも語り盡されざる心配と人の同情を寄せ來るに由無き試練とにて殆んど困苦の極に達したり。之を知る者は唯全能の神のみなれば余は憂慮を全く神に托せり。然るに又最余が心を痛めしは妻の信仰の變調なり。即ち彼女今將に末近かんとし不斗迷信に陥り、身も魂も兩がら救ふ可らざらんとす。余が悲哀の情は實に甚しかりき。如何に余は神に碎けたる魂の願ひをさしげしよ。辛うじて余の希望は達せられたり。九月十九日の朝永野松永片岡の三兄來訪せられ、永野兄墨書を開きヘブライ十二章を彼女の枕頭に讀みて祈禱せり。彼女茲に至て漸く信仰を恢復せり。

乃ち云く妾は一時惑亂して………稍やありて祈りて云く神よ余が罪を赦し給へど。余の喜悅は如何計なりしぞ。其後も余は二三回彼の女の枕邊に行きて信仰の事を語る。彼女最早言を以てせざるも首を以て首肯の意を表せり。此日午後熱俄に出で三十九度以上に達し脈は之に反して大に弱りゆき日夕に至つて將に次第に眠らんとする摸樣あり。同夜七時半呼で云く天に揚げよ天に揚げよと其肉體の兄彼女を抱き起せしかば即ち頭を低れて永眠に就く。前きの夕刻醫師來りて云く君の長男も肺患に罹り、二男も亦氣管支に罹れるが是れ亦肺に近接せりと。此時余思ふ妻將に死に瀕し二兒も亦肺患に罹りて大事に至らんか、嗚呼余も亦ヨブの子孫たらんとする乎と、余は直に神に熱禱せり。醫二三日を経て二兒の診斷を報じて云く大に好しと、余は稍や安堵して神に感謝せり。回顧すれば余は七年間に家族を失ふと四人受洗後試練を經

ると四回、其間小なる試練は數ふるに追あらず。今回妻の病死に付ては世人余を以て不幸者となして氣の毒に思はる。蓋し不幸か將た幸か肉躰より論ずるときは固より不幸なるべし。蓋し余は恰も火災に掛りし者の隣家の如く假令類焼せざるも半ば損害を蒙れり。余が腸は殆んど寸々に断たれたるの感あり。身躰も亦多少損はれざるに非ず。然りと雖靈性上に於ては余は寧ろ更新して健康に成りしを覺ゆ。余は忍耐心を練磨して多少練達せり。且つ將來に對する希望も益堅く成りたるを自信す。余は此國の患難に付ては聊か欣喜を以て之を忍耐するを得たり。そは我らに賜ふ處の聖靈に由りて神の愛余が心に溢ぎ大に余を鼓舞せしを信ずればなり。余聖書に付て自から思ふに聊か希望を堅くし且つ自から重ざる心を生じたり。如何となれば羅馬八〇二十八に云へる如く

凡ての事は神の旨に依りて召れたる神を愛する者の爲に悉く勤きて益を爲すを我らは知れり

どの言を更に實驗し、且つ

神は信なる者なり爾曹を耐忍こゝ能はざる試惑に遇はせし爾曹が其試惑を耐忍こゝをを得ん爲にこれに添へて逃るべき途を備へ給ふべし。

どのことの眞なるを味ひ。

靈の父は我らに益を得しめて其聖潔に與らせんために懲らしむることを爲す。どの言又

諸の恩恵を與ふる神即爾曹をして暫く苦を受る後クリストイエスにある究無き榮に入しめんとて爾曹を招きし神爾曹を全し堅くし強くして其上に置給ふべし。

等の言を思へばなり。加之聖書中に記載せる人物が夥多の痛苦を耐忍せし後光榮ある事業を爲し、ことを思へば余は彌希望を厚くし理想



を高くして神に依りて以て將來世に出るとを決心し心中自から壯快なるを覺たり。

向後神は余をして何を爲さしめんとし給ふ乎。又如何なる試験に掛らしめ給ふとある乎。余之を知らず然ども從來の試験に照して考るに此迄受けたる艱苦は今回の試験に對して多少準備したりしを見れば、今回の痛苦に依りて養ひ得たる信仰と忍耐心とは又將來のものに對して準備たるべきを信ずる也。

斯くの如く既往度々の經驗より將來の事を推究し來れば余は自重の心を以て神に感謝せざるを得ず如何となれば斯く迄余を鍛練せしむる神の聖旨を思ひて神が余を扱ひ給ふや決して私子に非ずして其實子なるを信じ得れば也。

汝若しこの懲治を忍ばず神は子の如く爾曹を待ひ給也誰か父の懲しめざる子あら

んや衆の人の受る懲治若し爾曹に無くば夫は私子にして實子に非ず云々

とあるを我等は知らざらんや。然れば余と同じく試験に掛る人は余と同じく神の聖旨のある處と其大なる恩恵とを味ふとを得べし。抑余は獻身的の生活を爲さんと志せり若し國家の爲ならんには又神の榮の爲ならんには死も敢て余の辭する處に非ず焉。ぞ從來の如き試験の爲に神の聖旨に叛かんや。蓋し余の耐へ能はざる事あれば余は其憂慮を神に托せむ。神は必ず之を耐忍すべき能力を與へ或は他に逃るべき途を備へ給はん。是れ余が從來の經驗に由りて信ずる處なり。

今日の有様にては余は前途に志望を抱くも先づ當分は身を自由に動かす能はず。内外の萬事余の一身を以て之を負擔し婦人の爲すべきとまでも余之を爲さざるべからず。是れ余の爲には随分累はし。然かも余は信ず神若し余をして志を行しめんと欲せば猶鐵窓の中よりペテロ

を助け出せし聖手もて余をば凡の累より搜出し、余をして事を爲すに障害無からしめ給んとを。余此點に於ては大に満足しつゝあり。如何となれば神若し余が志を許し給ざれば余は假令自由なるも之を爲し遂ぐると能はざれば也。

今や余は謹で神の命を待てり。余は又妻の病中に於て一の感ぜし事あり。そは余が下婢の忠實にしてかひがひしく働きしと也。彼女の心術には我が耻る處あり。妻の病勢篤きを加ふるや彼女は夜間衣帯を解かずして臥し以て豫め變あるに備へぬ。蓋し我らは未だ全く罪の病を脱却せず。然かも尙ほ常に心の帯をしめて事變に備ふるや否や、パウロの曰く汝ら立つに賊を帯として腰に結べと是れ真理の智識と信念とを意味するものにて基督教徒が神の兵士として第一に欠ぐべからざる資格也。若し夫れ靈界の戰場に入るに平然無智と疑惑とを以てせば猶ほ

盲目跛足を以て戰場に入るに同じ。帯は之を纏ふ者に能力と動作の自由を與ふ。真理も亦靈性的に然りとす。人若し自己の工夫と他人の思考とによりて自から立んとせば到底惡の能力に抵抗し得べくもあらず。神の真理を外にしては其戰に耐へんもの一として有らざる也。願くは自から深く顧みて常に誠を帯として堅く之を腰に結び以て預め不意の出來事に備へなん。若夫れ真理を帯として常に身に纏はんか如何なる艱難の來るとも能く之に耐忍するを得。彌々練達し彌々希望を加へ來り以て羞無きに至るべし。

(八一) 少女の篤信 (鈴木實甫子)

下總大森教會長老鈴木農也氏の長女實甫子は廿八年初秋の頃より心氣鬱々として樂まず、十月廿八日より遂に臥床するに至れり。病性は結核腹膜炎にして不治の難症と聞えしかば、家内の人々甚く心を痛め、殊に祖父用作氏の如きは長き間安眠する能はざりしに病症は日一日と重り行き今は既や頼み少なくなりぬ。而して時々痛苦に呻吟する様傍に居るも堪へがたし。二十日餘りの病苦なれど醫士は如何ともする能はず。斯る時には世を果敢なみ神をすら怨み奉るが常なるに實甫子の信仰は益固く息も絶えなんとする中に徹なる聲もて或時は讚美歌を唱へ、或時は祈りなどせり。永眠に先だつ五日(十一月一日)祖父用作氏は實甫子を病床に訪ひぬ。折しも家人等一日の業を終りて晚餐の最中な

りければ、注意を加へしに拘らず物音は何時しか實甫子の耳に入りしと見へ、不圖眼を見開きて用作氏に向ひ、あれは皆様が御膳を喫る音ですぬ。實甫も健全の時は皆様と一處に戴いたが、今は藥の通るばかり、口惜しければ病なれば詮方なしと言ひ畢りて又一しきりの苦に惱みぬ。暫くして重ねて口を開き「皆も苦しきとよ、手も足も抜れる如き心地す、世に稚き幼兒ならんには人に脊負はれ手足を引かれて、せめて此の苦の幾分を去るべきものを、今は其れさへ叶はず。父上母上祖父様等が到らぬ限なき御看護をも詮なきと思はれて折ふしは嘆きしが、我が主耶穌基督の痛苦に較ぶれば實甫が苦みは物の數にもあらず、其を思へば能く辛抱して愚痴も言ふまじ我儘も申さざるべし。聖書には「汝等心に憂ふる勿れ、神を信じ又我を信すべし」と弟子達へ主の仰せもあり、此の信仰さへ棄て去らずば如何なるとなりて此の肉體は朽るとも靈魂

は限りなく生くべしと信ず、祖母様は長き苦勞をなし給ひしが、神は此の上の苦勞をさせまじとて六十にて御手中に招き玉ひぬ。若し御意ならば實甫も早く祖母様の傍へ行かまほしと、宛然病苦を忘れし如くに打ち語り、一たび目を見開きしが、疲れの故か又睡りぬ。祖父用作氏は是れまで基督教を聞くと久しかりしも、此を信ずるの域にはなかく、至らざりき。殊に近來一家に死亡者多く其の最愛する孫女すら死に瀕せしとなれば、異様の疑をすら抱きたりしが、今や此の死なんとする身にあるまじき孫女の信仰にいたく胸を打れけん宿昔の疑雲全く霽れて新なる光明に照されたるが如く覺へ、直様親戚にして教會執事なる鈴木七五郎氏を招きて事の次第を語りぬ。此くて七五郎氏は一旦我が家に歸るや恰かも傳道者、鶴野市太郎氏が實甫子のために開きし連夜祈禱會(第五夜)よりの歸途來訪せしに逢ひ再び打ち連れて病家を訪ぬ。而し

て鶴野氏は明朝上京して教師を頼み來らんとを約し別れて歸りしは既に鶏鳴曉を報ずる頃なりき、かくて鶴野氏は翌日上京せり。然るに實甫子の病は十一月三日に至りて更に重り行き、藥も咽を下らざるに至る。然れども言辭きれくの中に尙ほ神、基督、救拯等の事を枕邊の人々に語り、又曰く父母祖父様等に海山無量の御恩返しも爲し得ずして先たつは實に不幸なれど、是も神の御心なれば許し玉へかし、やがて實甫は天に昇りて主の國に入り御祖母様の御目にもかゝるべし、心安く思し玉へど、其の後は舌も自由ならざりけん手を舉げて枕邊の人々に受洗を勧めぬ。居合す人々は其の殊勝さに誰とて袖を絞らぬはなく、一同受洗を決心せり。かくて五日に至りて曩に上京せられし鶴野氏はマクチャ氏と相携へて歸り來り共に意外の受洗志願者あるに驚き、其の午後一時彼の九人はマクチャ氏の司式の下に受洗せり。終りて晚餐式を

執行せり、此れには實甫子も與りたり。終りて實甫子の願ひによりマク  
 テヤ氏は約翰傳十四章一より八節までを讀み、鶴野氏は祈禱を捧げ、一  
 同讚美歌百九十七番を歌ふや、實甫子は目を開き、首を傾けて頷る樂し  
 げに見へしが、其の後は一語をも發せず、十一月六日安らかに其の靈を  
 天に付しぬ。年十有七なりしとぞ。翌日東京より石原保太郎氏の來臨を  
 乞ひ、埋葬式を會堂に舉げぬ。實甫子に動かされし老人、用作氏は更に悲  
 嘆、失望の跡なく、次の日曜日には杖を曳きて會堂に出席せしが、未信者  
 の怪しみ見る程なりき。  
 初め實甫子が病床に着くや、未信者は逸早くも鈴木一家は必ず教會を  
 脱するならんと言ひ、嘸し、信者の中にも此れを憂ふる者さへあり、  
 連夜祈禱に於ても一は病者に同情を表し、一は家族の人々が慰めを得  
 て主を離るゝ等のとなきを懇ろに祈りしが、其の結果幸に右の如し

(九一) 聖書に導かれし二人 (村田若狭守の傳)

我が國にて最初に基督新教を信じたるは肥前佐賀の藩老村田若狭守  
 と云ふ人なり、其信仰の起原に付きて面白き話あり。

今より四十一二年前のとなり。一隻の英國軍艦長崎に來りしかば幕府  
 は沿海の警戒を嚴にせり、村田若狭守は其時海上警戒の職にありしを  
 以て晝夜油断もなかりしが或日のと見廻りのために船に乗りて海上  
 を漕ぎ廻せるに不斗一冊の洋書の海に浮べるを發見し拾ひあげて陣  
 營に持ち歸り、和蘭の通事に之を示したるに、此は眞神と耶穌基督のと  
 を記せるものなるを説明せられたり。若狭守は之を聞きて一層深く其  
 等のとを知らんと欲するの念禁ずる能はず。支那には此の書の譯本あ  
 りと聞き大に喜び直に上海より取り寄せて故郷佐賀に歸りたる後四

人の親戚知人と密に之が研究を力めたり。十三年の後二人の子息を携へて長崎に行き、宣教師フルベツキ氏を訪ひ其信仰の由来を語つて曰く、聖書に在る基督の人物の如き從來絶えて見もせず聽もせざりし所なり。假令、切支丹邪宗門禁制の札は辻々に立てられあるとも我等は神を信ぜざる可からずとて断然洗禮を受けたりと。此くて尙ほ信仰の生涯を送ると七八年にして遠逝せり。其家族親戚の内には今日尙ほ信仰を有する人あり。今一つ此に感ずべき事實あり。

元と徳川家の旗下に於て二千五百石を領したる人の庶子に某なるものあり(實名は之を畧す)維新の際一家離散し父は嫡男と末女とを伴へて千葉縣に移り、某は父に携へられて東海道の海邊に住み伯父の厄介になり居たり。無教育に成長せしこと、十七歳の時村人の金百圓を盗みて百日の懲役に處せられたるを始めとし、悪事次第に増長して強盜、

に基督てふ文字の甚だ多きを見て此れ恐らくは耶穌の本ならんぞ鑑定せしかば、彼の男は馬鹿なことよとて再び手にだに取らざりき。然るに精一は退屈の餘り其の聖書を取り、何心なく讀みもて行くうち、忽ち胸を打つ一語を見出せり。曰く

夫れ我が來るは義人を招くために非ず罪ある人を招きて悔ひ改めさせんためなり。(馬太傳九の十三)

と。精一は之を見てまことの神は果して我が如き大罪人をも棄て給はず、悔ひ改めて神に歸れば罪を贖ひ給ふかどて痛く之に感激し、其後益々益聖書を讀み大いに悟る所あり。九月中放免せらるゝや病氣に托して悪事の伴侶を脱出して牧師を訪ひ、正業に従ひて眞の信者なる生涯を送るに至り、目今更に進んで向後是非とも身を監獄傳道に捧げたと熱心に祈り求めつゝあり。現に救世軍の士官候補生の一人也。

拘摸萬引等を働き廣島より青森に亘る鐵道を足場とし、入牢すると前  
 後十回以て益々其惡事に長じたるを知るべし、彼れ常に身を美麗に装  
 ほひ居りしかば其伴侶は之に付するに飾の精一の綽名を以てせし程  
 にて、彼等の間に勢力ある惡青年とは也濟せり。昨廿八年の春彼は又もや  
 捕へられて兵庫縣監獄に禁錮せられたるが、尙ほ其の未決監に居りし  
 時、同囚の一人書類の必要ありて之を差入るゝ機其家族へ申送りたり。  
 然るに家族は之を書物を差入れよとのとなりと誤解し、其囚徒の讀み  
 得べき者を探しつゝある内、夜店に於て不圖一卷の聖書を見付け、其價  
 値の非常に廉なると傍訓の付けあるとを便利とし、此れこそ適當の品  
 なんめれと購ひ取りて直ちに牢内に差し入れたり。  
 然るに彼の男は之を一見せしも痛く其の需めに違へるに呆れ抑も是  
 れ何の本ぞやとて之を傍に在りし飾の精一に示したり。精一は其書中

封建武士と基督信者 (片岡健吉氏)

基督教は武士道よりも高尚なり深遠なり將た廣大なり、其の社會人心を化するの深  
 き、其の進撃力の旺んなる、其の傳播區域の廣き等、天下類なし、固より單に日本の某時  
 代に於て一階級を支配したる武士道の企及し得べき所に非ず、然るに今や國粹中の逸  
 品たる其武士道は日に益々壞敗す、能く之を糺し、且つ更に開發伸暢せしむべきも  
 の(基督教を措いて)何物かある、是れ實に我國刻下の緊急問題にして志士の審議すべ  
 き所なり、編者は之を空理に徴せず、先づ武士にして兼ねて基督教徒なる者の實驗に  
 實さんさ欲し、乃ち左に片岡健吉氏の所述を記す  
 余は封建武士の遺物にして兼ねて又基督教の信者なり、武士道及び基  
 督教の感化は兩ながら多年之を味ひて身を立て世に處しつゝあり、而  
 して常に感ずるは兩者類似の點の多きとなり、試に見よ、夫の武士道に

重んずるは何時にても君の馬前に討死するの覺悟なり、即ち生命も財産も名譽も娛樂も皆之を君主に獻げて時々刻々を送ると也、是れ實に能く基督信者が全身全靈を神に獻げて其日を送るに類するものならずや、次に武士道に尊ぶ所は軀面を重んずるにあり、之を以て社會を嚴しく制裁せんと欲するなり、然るに是れ亦基督信者が自家は勿論、教會の體面をしも尊重し、且つ之を以て世の光り地の鹽たらんとするに酷似するに非ずや、然れば余は尙ほ實歴上より双方類似の點に付き述べんと欲す、

◎經書と聖書 武士たる者は武士道を心得んがため兎も角も四書五經を熟讀せり、尙ほ余等は少時より『士道要論』齋藤拙堂の著、『武學拾萃』高遠藩士某の著等を讀み、其の士節、士心、士氣、士風に關する個條をば最と明細に暗ぜり、之と同時に楠公の美蹟、赤穂義士の逸事等は勿論之を讀

味し以て日々夜々に精神を鍊り且つ品行を砥礪せり、基督教徒が朝夕に聖書を味ひ以て其の信仰を鍛ふるは能く之に類するに非ずや、◎條法と規約 高知の藩主山内家には古來條法即ち憲法あり、簡明なる十三條より成り頗る能く武士の心得を説示せり、其中の一に曰く

忠孝を勵み風俗を損ふ可らず、常々文武の道を相心懸け候儀當然たるべき事、  
付たり文を學んで其行を省みず、武を修鍊するに雖も只名を求むるの徒、皆眞實の道に非ず、

士族は毎戸寫して之を藏し子弟は必ずや悉く之を暗んじたり、然れば容堂侯の養父の如きは至つて勤儉力行の方にして、格式の外は斷えず綿服を以て起臥せるが如く、凡て實踐躬行を以て部下を率ゐたり、士民豈感奮せざるを得んや、基督信徒が信仰個條若しくは教會の規約を重んじ、之に據つて克己勵精するは頗る之に類せずや、



◎拜と感謝 武士の家庭に於ては食事の際して家長、箸を下すに先立ち、拜を爲すを例となす、即ち此粟は粒々之を君主に受く、既に之を食みたる以上は何時なりとも此身をば君の御用に供すべしと決心するなり、是れ恰かも基督信者が箸を下すに先ちて、上天の洪恩を謝するに同じく共に食事に據つて敬虔忠信の念を養ふなり、

◎男子と帯剣 士族の男兒は三歳に達すれば必ず産之神に詣り、(僧は基督信者が産兒を神に靖献する如し)其時脇差を綿囊に包みて携帶せざる者傍に添ふ、斯くて七歳に及べば登城して君主に謁す、之より刀を離すとなし、故に士若し七歳以上の男兒を有せば最早家督を憂慮するとなし、専心君主に奉事すべきなり、而して男兒若し丁年に達せんには、十八結交健兒社と云ふが如く夫れくゝの組合に入る、組合には種々の申合ひ規約あり、例せば武士は雪踏を穿つ可らず、丸腰にて外出す可らず、

不意の事變に際し轉げ滑りて不覺を取るの虞あればなり、右くの如く武士たる者は一刻たりとも浮足にて送るべからず、即ち是れ基督教徒が斷えず祈ると云ふに類するものなり、

◎劍と聖書 土州高岡の人今村彌太郎氏は基督教篤信の人にて曾つて國事のため幽囚の身となりしことある有志家なりき、氏は常に聖書を携へて如何なる所に行くも之を身邊より離すことなし、人性しんて其の理由を問へば此は宛かも古の武士が劍を帯びしと同一なる心懸のみと答ふるを常とす、

◎信者の武具 其の常に佩ぶる所を見よ、基督教徒は最も高尚なる武士に非ずや、パウロ曰く、汝ら悪魔の奸計を禦かんために神の武具を以て鎧ふべし、我等は血肉と戦ふに非ず、政事また權威、また斯の世を宰るもの、また天の處に在る惡の靈と戦ふなり、是故に神の武具を取るべし、

立つに誠を帯として腰に結び義を護胸として胸に當て和平なる福音の備を鞋として是を穿き信仰の盾を取るべし此盾を以て悉く悪きもの、火箭を消すことを得ん。又救ひの胃及び聖靈の劍即ち神の道を取るべしと。

○武士の躰面 若し武士間にて論争するとあらんか如何に昵懇の間柄にても直に姿を正し辭を直くして以て論争す、是れ疎忽を爲して拭ひ難き汚辱を蒙ると無からんためなり、「斬り棄て御死」と言ふとあれども平民の無禮なる者に對しても中々容易に斬り棄つる者に非らず、蓋し無禮を蒙りて尙ほ是に報ゆる能はず、柄に手を掛けて尙ほ他を斬り棄つる能はずば、恥辱焉より大なるは莫く、直に家祿を召し放たるれば也、躰面を重んずるや此くまでに切に、廉恥を貴ぶや此くまでに深し、實に之れ犧牲の精神の最も活動する者に非らずや、「刀を脱けば鞘を折れ」

是れ常に武士の警語とする所、恥辱を受けて刀を脱かず、脱くも尙且他人か我かを殺さずして止むは武士に於てあるとなし、若し之あらば武士に非らず、是れ容易に武士が刀を弄せざる所以、且弄すれば死を以て之に次ぐ所以也。

○武士道の主眼 外に使しては主用を辨ずる能はずして君命を辱しむると、他藩に對しては我が藩士の不始末を示すと、内に在りては士道に戻りて除籍せらるゝと、是れ武士の大禁物にてありけり、爰に武士道の主眼あり、即ち日夜寤寐にも右の如きを慮かり、遂には夢の中にも慚愧痛憤措く能はず、覺めて果して夢なるを知り、非常に歡喜するとあり、是れ若し事實ならんか即ち君恩に背き不覺を取り、士道を失したるものなれば、割腹以て之を謝せらる可らざる場合なり、余も幾度か之を夢みて、熱汗尊を濕ほしたることありき、蓋し今日基督教徒が情慾の羈絆

を脱するを得ず、空しく天意に戻りて罪過に陥り、自身を傷け、教會を辱しむるを恐れて、輾轉反側するは即ち之に類せずや。

◎武士と古聖 アブラハムは神命なりと信ぜし以上は只獨りの愛兒をさへも燔祭に献げんとせり、モーセは暫く罪の樂を享けんよりは寧ろ神の民と共に苦難を受んとを善とせり、パウロは羅馬の有司ペリクスと云へる人の前にて其志を告白して曰く我常に自ら願ふ神に向ひ人に向ひて良心の責なからんとを務むるなりと、嗚呼是れ能くも、武士道の精神と吻合する者に非らずや、蓋し本心を傾瀉して上天に奉事すると、竊かに犠牲となるを以て自ら榮と信ずると、自家の所信を以て直に社會を制裁せんと圖ると、此等は最も武士道が基督教に酷似する點にあらずや。

◎武士道の効果 嘉永年間にペルリ來り我國上下の惰眠を撻破して

より以來國歩の多難なる亦た中外に比すべきもの無し、然るに多幸にも朝鮮の轍を踏まず又支那の轡に倣はず、堂々と濶歩し來りて遂に今日の國運を來せしは、抑も是れ何の力ぞや、果してこれ威鋭く情脆き月卿雲客の力に由るか、但し又た百姓町人の力に出づるか、焉ぞ夫れ然らんや、四十萬の士族あり武士道を以て此國難を濟ひたる耳。

昔時大工事を竣功するや「人柱」とて犠牲になる者あるを常とす、然るに武士は互に人柱たらんとを以て自ら任ず、加之之を百姓町人其他有らゆる者にまで推し及ぼさんと欲す、視よ嘉永以來の國難に幾多無名の英雄の殉死せしとを、彼等は國の爲に死するを却て榮譽に感じたりき、此精神の旺盛なるに因て今日の國運を得たり、是れ一に武士道の効果にあらずや。

之に反して若し爵祿を賜はりて人目に認めらるゝに非らずんば指を

觸るるとだにせざる所謂現金主義のみ存したらんには、焉ぞ能く此くの如きを得んや。看よ幕府に迫りて大政を奉還せしめたる士族は、自らも思ひ切つて士の常職を解かんとを發議したり、而して家祿を減殺して遂に公債證書に變じ、武備を撤回して武權を中央部に集め、剩さへ租税をも悉皆之を中央政府に集合する空前絶後の大改革をば怨嗟せずして成就したり、是れ實に宿昔鍛錬し來りたる武士道の餘勢ならずや。例せば遷都の一事の如きも今日之を帝國議會に討議せしめよ、必らずや關東關西兩人民は地方的利害の故を以て紛々罵々應分の運動を爲し互に相拒むとなるべし、然るに維新の當時は此となく人も吾も不平を漏さで帝都を江戸に遷したりき、斯くの如く奉公の精神溢れて見事なる舉止に出でしめしもの、武士道を措て夫れ何かある、支那に於ては曾國藩が五ヶ條の上書あり、即ち帝都を南方に遷すと武

力及び租税を中央政府に集中すると繁文縟禮を廢して尙武勤儉の風を養ふと、人材を登用するに虚を棄て實に就くべき事等を奏請せり、然かも是れ我維新以前となり然るに我は能く之を成し、彼は未だに成す能はず、而して潜勢力の相異なる所遂に日清戦争の結果を來せり、此れ蓋し支那に武士道なきに因るのみ。想へば過去の日本に於ける武士道の力の莫大なるは驚嘆の外なし、然るに斯道今や日々に衰退し去る、抑も何を以て之を繼續若しくは開發せしむべきや。

◎武士道の繼續者 君に忠、親に孝、是を武士道の主眼と爲す、君の君たる神に忠、親の親たる神に孝、眼前の忠孝と共に此の高大なる忠孝を重んずるは即ち基督教の要旨なり、武士道は即ち小なる神(君父)に敬事するを主とし、基督教は即ち大なる君父(神)にも亦た忠孝を竭くすを要む、

而して武士は行住坐臥其の君主を念頭に忘れ去らず、基督信者亦た瞬間にても上天聖旨の如何なるやを慮らざると無し、忠君敬神の二途愈々以て相近きに非ずや。然れば最も深く忠孝の素養を受けたる日本國こそ最も能く基督教敬神の道を解釋し得べきなれ、

余は封建崩れ武士道の約束弛み而して未だ何等の徳教にも就かざるの際品行思想共に大いに紊れたり而して基督教を信するに及びて武士道に代るべき感化力を得たり、今や我國の狀態は實に信教以前の余の境遇に髣髴し、其の危険言はん方なし、然れども基督教を受容したらんには其成效や疑ふ可らず、是れ空論に非ず、余の實驗の固く證する所なり、而して基督教徒たる者今日より十倍する(全數四十萬)に至らんか其の社會を動かすと決して維新前後に於ける同數の士族の比に非らざるや亦疑ふべからず、

(一) 我が信仰の三理由

多年基督教を信する一學者其の信仰上の實驗を告白せし中に左の如く云へり、

余は夥多の不信仰なる書籍を讀み、且つ度々非基督教の議論を聞けり、然かも尙ほ之がために動かされず依然として眞神に倚頼するは其の理由三條あり

(第一) 余は生を人類即ち最高等の動物に稟け、卒爾として此世に生れ、電光石火の間飲食起臥し、後又卒爾として此世を去らざる可らず、故に今日の余は既に昨日の余よりも死途に近づけると一步なりとす、嗚呼、余は何のために生れ、何のために動き、又何のために死し、死して遂に何處に到るべき、四顧暗慘天地閑寂、更に光明を與ふるもの無し、此くも悲慘なる境遇に於て殊勝にも余に示すに洋々たる希望を以てし、余に與

ふるに鞏固なる覺悟を以てし、余に教ふるに眞神の存在及び其の性質を以てし、余に示すに、我等の世に在る最高至當の目的は神の聖旨を成就するに在るを以てする者、只夫れ基督あるのみ、余焉んぞ此の大なる救世主の足跡を履まざるを得んや、

(第二) 余の母は篤く基督を信する者なり、而して牧師が講壇より雄辯を揮て救贖の道を説くが如く、母は亦家庭に於て麗はしき行爲を以て神の恩恵を證明せり。其の世に在るや如何なる困難に遭遇するも、母は必ず神に祈りて祐助を求むるを常とす、而して臨終の期に於ては溢るる許りの希望を以て最と安泰に其目を瞑しぬ、若し夫れ母の高尙にして樂しかりし信仰をしも虚妄となさば、天下何物か虚妄ならざるを得む、爰に於て余は敬慕親愛する亡母の靈魂が今尙ほ生きて宿望の如く眞神の聖前の光榮中に住み給ふを信ず、

(第三) 余は妻に先だれ夙に鰥となりて、孤女三人を養育す、而して三女の行末を思ふに付けて之を神なく望みなき者、智恵あれども何のため之を働かし、富みあれども何のため之を使い、能力あれども何のため之を用ふべきやを知らざる者に養育するを得ず、而して若しも彼等をして多少に拘らず世のため國のためとなり生きて甲斐ある世渡りを爲さしめんには、是非共に基督を信ぜしめざる可らず、余は愛見の前途を案ずる毎に益々神に信賴するの必要を感ず、(明憲)

## 三 好退藏

氏は世人の知る如く曾て司法次官たり、又大審院長たり、而して今や辯護士事務所を開き、傍ら少年感化院を經營す、夙に基督教を信奉せり、其の奉教上の因縁中には何事なかに存するや、之を知らんと欲せば、卅年十一月十三日の夜、神田青年會館に於て氏の自ら述ぶる所に徴せし、左に掲ぐるは其の梗概を筆記したるものなり、印刷の都合に姑らてく之を巻尾に掲ぐ

余は基督教者なり、然れども信仰未熟にして曾て教の興味を斷味せざれば、従つて大方に語るに足るもの有るとなし、仍て只だ奉教上の因縁を述べて有志者の参考に資せんのみ、

◎少壯時代 余は維新前に成人したる者なるを以て幼少より孔孟の道を以て教養せられ、曾て宗教を思考したると無かりき、後年京都の儒

者宇田健齋の所有に係る『天道溯源』及び天主教に關する論文を一讀したりしも、當時は然のみ感動せず、且つ自らも支那譯の新舊兩約書を所持して之を讀み、たれど未だ其の興味を知るに至らず、然れば洋行するに際しては之を行李中に納むるとすら失念したる位なりき、

◎歐洲行 然るに明治十五年、時の參議伊藤博文伯に隨つて歐洲に赴くや、其の獨都伯林に滞在中、種々嶄新なる事物を見聞する中、端なくも基督教研究の念を起せり、仍て先づ之を先着の日本人に聞かんとせり、當時伯林滞在中の同胞には、公使に青木周藏、書記官に榎橋軍次、留學生に和田垣謙三、國府寺新作、山下雄太郎の諸氏ありき、諸氏多少基督教に關して聞知する所あり、殊に青木氏の如きは研究の最中にてありしかば、其の教師より聞ける所を以て直に余に傳へ、且つ曰く基督教は如何にも嚴しき教なりと、斯くて夜分は共に十誡等の講義を聞く、其中勿論

警語妙理なきに非ずと雖も未だ左のみ感服せず、只だ比喩例證に用ゐたる歴史談には往々感動したるものありき、左に之を例せん、

◎君臣の情誼 普魯西國のフレデリック大王は鐵衣汗馬、幾度か彈丸雨飛の間に馳せて國の基を固めたる者なれば、其の部下には忠勇の將士鮮なからず、中に名將チキードンなる者あり、奉教の念甚だ篤し、曾て大王賀宴を張るやチキードン遅刻して會す、王故を問ふ、答ひて曰く、晝餐式に列せしがためなりと、王乃ち嗤つて曰く、基督の血は甘まかりしやと、チキードン佛然色を作し、將に辭して去らんとし、王に請つて曰く、臣が多年陛下のため矢石を冒して奮戦せし所以のものは陛下が神を畏敬したるに因る、然るに今や陛下傲慢神を瀆すと此の如し、事茲に至ては是非もなし、臣唯た辭して去らんのみと、聲色共に勵み坐與、頓に醒む、大王之を引き留め、暫時默考の後謝して曰く、朕の前言は虚語の

み、朕の今日ある所以のもの固より卿等の忠勇に因ると雖、抑亦天祐ならざんばあらず、朕何すれぞ夫れ神を瀆るにする者ならむやと、由つてチキードンは其坐に復し、一同談笑、歡語の中に其實を終れりと云ふ、其他鐵血宰相と老帝に關する美談等あり、普國隆盛の基礎の全く是等基督教にて鍛えられたる君臣の信義の篤きに據るを推知すべし、余爰に於て基督教國の君臣の情誼却て或は日本人を赤面せしむる者あるを認め、基督教が忠義の念を滅殺すと妄想するの誤謬なるを發見せり、

◎宗教の價值 洋行前に於ける余は宗教を以て單に愚夫愚婦のみの信奉する所となせり、然るに歐洲に於て觀る所は決して然らず、乃ち之を知名の識者學者に質さんと欲し、先づ之をクナイスト博士に問ふ、答て曰く、基督教は絕對的の眞理にして動かす可らざるものなりと、更に之を當時漢太利に教授たりし獨逸の碩學スタインに問ふ、答て曰く、宗



教は到底無かる可らざるものなり、世事若し信ずてふ一事を除けば奈  
 何とも爲す可らず、世人或は余を呼んで讀者と爲す、然れども余の購れ  
 る點は瓊末のみ余の教ふる所は淺薄なり、共に範圍あるを免れず、其の  
 範圍以外に於ては一步なりとも知る可らず、蓋し然らむと信ずるの外  
 なきなり、其信界は即ち宗教なり、然れば宗教の如きは是れ必ず有るべ  
 きの事當初より要不要を論ずるの要なきなりと、余更に問ふ、然らば何  
 宗教が可なるべきや、答て曰く余は單に基督教を知る、未だ自餘の宗教  
 を知らず、只卿に助言せむ、卿が歸國の後、於て其に國家の安寧幸福を  
 圖らんとせば、必ず宗教を重んぜよと、聞説らく、近來日本は宗教を度外  
 視すと危險焉より大なるは無し云々、余は復之をイエリヤ博士に問  
 ふ、答へて曰く余は僅かに地上の事を研究するのみ、敢て天上の事を知  
 らずと、余爰に於て鬼も角も宗教を以て愚夫愚婦のみの信奉すべきも

のと爲すの妄想なるを發見せり、  
 ◎基督教の感化力 余は夥多の外國人と交際す、而して其中には一種  
 犯す可らざる威嚴の存する者あるを見る、之を外人と親交する朋友に  
 聞くに又同感なりと云ふ、而して此等の品性は到底日本人中の傑出し  
 たる人物にても尙ほ企及すべからざるものなるを觀る、然らば何處よ  
 り養ひ出されしものなるが、若し果して基督教の感化力に歸すべくん  
 ば、基督教の能力の實に偉大なるとは信ぜざるを得ざるなり、  
 ◎受洗の事情 右の如く獨逸滞在中基督教の是なるを認め、次第に之  
 を研究して愈々之を信奉せんとす、乍併血氣盛りの身を以て今しも之  
 を信ぜんか燃ゆる許りの有らゆる情態を抑制せんと、中々容易の業に  
 非ず、然りとて到底受洗せんには歸朝後よりも寧ろ在歐中を便利とな  
 す、而るに獨逸人は米國人の如くに傳道せざるを以て獨逸に於ては未

だ宗教上の親友なかりしかば余は其儘にして歸朝の途に就けり、  
 歸途英國に立寄り倫敦に於て知人ドクトルリードに余が宗教上の決  
 心を告げぬ、然るに當時余の英語の力充分ならず三位一體てふ語の如  
 きも字書を探りて初めて之を知る程なりしが、余の宗教上の智識も亦  
 其の如く幼稚なりき、當時基督は人なるか神なるかとの問題起る、余は  
 即坐に之を人なりと答へり、然るにリード氏は曰く「耶穌は宗教上世界  
 に於ける最大の教師なり」と、而して余を教師スタンフォールド、フルト  
 氏に紹介して受洗せしむ、當時余は未だ宗派の事を知らず、後に聞け  
 ば右フルーク氏はユニツヘルサリスト(宇宙神教信者)即ちユニテリア  
 ン類似の人なりとぞ、

◎歸朝後 和田垣謙三、岡部長職、國府寺新作、山下雄太郎の諸氏に會し、  
 語るに受洗の件を以てす、諸氏余のために小崎弘道氏が傳道開始の事

を告げて紹介す、余乃ち京橋區日吉町なる「共存同業」樓上に於て小崎氏  
 の聖書講義を聞き、爰に始めて日本譯の聖書あるを知り、且つ如何に之  
 を解釋すべきものなるかを知れり、其後奉教十有餘年、時に浮沈ありと  
 雖も、要するに未信者の退藏と信者の退藏との前後全く正反對なるも  
 のあるを自覺するなり

◎奉教後の新觀念 實驗上より得來りしもの三四あり、(第一)妻子に對  
 しては往時は之を自己に附屬する所有品の如く考ひ、殺生興奪の權全  
 く家長の一身にあるものと信ぜり、然れども基督教を信奉するに従つ  
 て余は人間の價値を知り、妻子と雖も決して器械にも物品にも非らざ  
 るを知り、従つて親子夫婦の道に於て曾て味はざりしものを味ひ、兒を  
 愛養するに於ても曾て知らざりし秘義を知れり、(第二)家族並に國家に  
 對する觀念に於ても曾て漠然として空々寂々たりしもの今や明瞭且

つ正確なるを得るに至れり是れ全く神を知りて人間の責任と其の脚  
 趣とを學びしに因る(第三)人間の平等に關しては余の思想下の如し即  
 ち天の人を生み給ふや一切平等にして上下貴賤の別あるとなし其の  
 階級を設くるは單に是れ社會全體の幸福安寧を維持せんがためにし  
 て之を維持せんには人々銘々相異りたる職分を盡すべきものなるを  
 以て爾く分課分業の別あるのみ法律上權利義務の生ずるは夫れ全く  
 爰にあり人として其の盡すべき職分を怠る者は權利なし其の職分を  
 盡すべきは何人と雖も平等にして決して差別ある可らず是に於て人  
 權及び自由の說初めて明かなるを得る也夫れ人間は皆神の子なり是  
 れ明かなる事實なれば其の妻たり子たり臣僕たるの故を以て之を束  
 縛壓制する者は取も直さず天に對する罪人なり

◎人權 余は近來野に下りて辯護の業を執り以て益々人權の尊重す

べきを感ずるなり勿論曩時と雖も全く之を知らざるに非ず然れども  
 由來官尊民卑の慣ひありて余は常に主治者の弊に陥り爲めに未だ深  
 く被治者の地に立てる人間の權利を思ふと能はざりき然るに今や民  
 間の不幸者若しくは獄中の囚徒に親近し彼れが其の爰に至れる境遇  
 及び事情を聞き其前途を想ひ其心中を察しては同情の念轉た禁じ難  
 きものあつて存す而して之を法廷に辯護して其の罪過以外の冤を雪  
 がんとするや案外にも豫期に反して有罪なりとの判決を受くる場合  
 に於ては實に人間の自由生命財産名譽の貴重なることを想ふて遺憾  
 禁ずる能はざるものあり人或は云ふ法律の然らしむる所ならば詮方  
 なしと以て習慣などが人權の伸張を妨ぐるをも忍ばんとす然れども  
 余は容易に此く諦らむると能はず而して是れ余が在官中知る能はず  
 して今日初めて味ふ所なり今にして之を憶ふ往年ボアソナト氏某

法術に於てヒュー／＼悲鳴するを聞き質して其の拷問せらるゝ罪人の發する聲なるを知り、直に司法大臣を訪ひ拷問は文明國法官の爲すべき事に非らざるを説き涙數行下りしと云ふも亦宜なり。

◎要するに『人間の價値を知れり』是れ余が十年來奉教の閱歷を約言したるもの也。蓋し國家の安寧、幸福、秩序を保護して永へに平和と光榮を發揮せんには是非共 Hygiene (人道) を以て其の基礎と爲さざる可らず。然れば余亦た辯護事業の傍ら感化事業を経営しつゝあり、然れども是れ一人獨力の爲し得べき事業に非ず、従つて廣く江湖に同志者を募らざるべからず、他日之を諸君の前に開陳することあるべし。

川崎君足下 過日は尊著に序文を徵せられ、外ならぬ學兄の事故手軽く承知致し候ひしが、翻つて思ふに是れ小生に取ては容易ならぬ事なるを感じ申候。小生は一個の書生世に處する尋常一様の經驗すら十分ならず、況して薄徳、不品、人天の間に至りては、大人先生の説を聽くの外なき者に候争でか、尊著に序文を加ふる餘裕あらんや成るほど小生も時として時勢、人心の状態を見ては、宗教上の感念禁すべからざるもの不少る事も有之候へども、大人先生より見れば、畢竟一時の血氣のみ去れば、小生は先づ尊

著に對しては序文を艸するの前、正直なる讀者研究者たるの必要有之候皇天若し小生に三四十餘年の餘命を與へ候時は小生も道德を以て一世を教ゆるの時あるを得べけん先づそれ迄は小生の如きは讀者の一人たるを御承諾なし被下度候  
右區々の心事幸に御諒察を乞ふ

明治三十年十一月十日

竹越與三郎

川崎學兄

明治三十年十二月七日印刷  
全 年十二月十日發行

編述者

東京芝区東區久間町二丁目十三番地  
川崎 己之太郎

發行者

京橋區出雲町一番地  
福永文之助

印刷者

京橋區四新屋町二十六番地  
高田 乙三

發行所

京橋區出雲町一番地  
警醒社書店

印刷所

京橋區西新屋町廿六七番地  
株式會社 秀英舍

○松村 介	石著 版再 婦人	の	か	み	定	價	廿	五	錢	郵	稅	四	錢			
○石塚 正	治編 新島	先生	言行	錄	定	價	二	十	錢	郵	稅	六	錢			
○池本 吉次	編輯 新島	先生	就眠	始末	定	價	十	五	錢	郵	稅	四	錢			
○竹越 與三	耶著 版再 基	督	傳	記	定	價	二	十	錢	郵	稅	四	錢			
○松村 介	石著 版再 徒使保	羅	の	傳	定	價	三	十	錢	郵	稅	六	錢			
○原田 井時	雄合著 版再 日本	の	道	德	と	基	督	教	定	價	八	錢	郵	稅	二	錢
○松尾 音次	耶譯 近世	大	家	說	教	集	定	價	三	十	錢	郵	稅	六	錢	
○松村 介	石著 基	督	の	心	定	價	十	二	錢	郵	稅	二	錢			
○全	信	仰	の	道	定	價	七	錢	郵	稅	二	錢				
○小崎 弘	道著 版再 信	仰	の	理	由	定	價	十	五	錢	郵	稅	二	錢		
○横井 時雄	著 宗	教	上	の	新	定	價	六	錢	郵	稅	二	錢			
○松村 介	石編輯 三誠心	表	奇	談	集	定	價	十	錢	郵	稅	二	錢			
○星野 光	多編 修徳	思	想	の	林	一	名	毎	日	の	定	價	四	十	錢	
○内村 鑑	三著 版再 基	督	信	徒	の	慰	定	價	二	十	錢	郵	稅	四	錢	
○内村 鑑	三著 英余	ハ	如	何	ニ	シ	テ	基	督	信	徒	ト	ナ	リ		

